

2026 年度投資家登録制度の受講料優待について

一般社団法人不動産証券化協会の投資家登録制度にご登録いただいた団体の役職員の皆様には、不動産証券化協会認定マスター養成講座 Course 1 を優待料金にてご受講いただくことが可能です。

1年度につき1社1名様まで（ご出向中の申込は適用対象外）という優待適用人数の制限がありますので、貴団体の投資家登録制度のご担当者様に事前に本優待の適用申請を行うことについてご承諾を得ていただいたうえで、Web サイトでの申込手続き及び適用申請を行ってください。

【対象コース】

2026 年度マスター養成講座 Course 1（知識編）の新規受講

※Course 1 の内容：Web 講義、テキスト学習、修了試験

2026 年度 Course 1 の修了試験に合格された方のみ、同年度の Course 2 を受講していただきます。Course 2 の受講料に優待はございません。

※Course 2 の内容：Web 講義、テキスト学習、レポート課題、スクーリング（確認テスト有）

【講座の申込期間】

2026 年 5 月 7 日（木）10 時～5 月 28 日（木）16 時まで

【受講料について】

Course 1 新規受講料優待適用後受講料：税込 13,200 円（本体価格 12,000 円）

Course 2 新規受講（通常受講料）：税込 63,800 円（本体価格 58,000 円）

※Course 1、Course 2 の新規受講にかかる通常のコストは、合計税込 171,600 円（本体価格 156,000 円）です。

【優待適用の申請方法、申請期限について】

優待の適用を受けられるのは「1 登録会社につき 1 名」です。ご自身で、貴団体の投資家登録制度のご担当者様に、本優待の適用申請を行うことについてご承諾を事前に得ていただいたうえで、講座の申込手続きと本適用申請をお願いいたします。

この優待制度のご利用には、新規受講の申込受付期間内に Web サイトからの受講申込（動作環境チェックあり）、及びその後の受講料優待適用申請書（次ページの申請書）のご提出が必要となります。申請書は、**2026 年 5 月 29 日（金）（必着）**です。申請書には必要事項のご入力（自筆でも可）、申請者ご本人様の名刺の添付及び登録投資家制度ご担当者の名刺の添付が必要となります。申請書は PDF ファイルにて、メールに添付して送信してください。申請書を受理した方には、受講料の支払手続きのご案内メールを送信いたします。

※申請書（PDF ファイル）をメールに添付して送信いただくことが難しい場合には郵送にてご提出ください。送付先は次ページの申請書の下部をご確認ください。

※受講開始後の本優待制度の適用はできません。所定の申請方法、期限に従って、申請いただいた方のみ適用が可能な制度となります。

投資家登録制度

2026 年度マスター養成講座受講料優待適用申請書

優待の適用を受けられるのは「1 登録会社につき 1 名」です。ご自身で、貴団体の投資家登録制度のご担当者様に、本優待適用申請を行うことについてご承諾を事前に得ていただいたうえで、申込手続きと申請をお願いいたします。

※申請には、以下の「申請情報」の入力、「申請者ご本人の名刺」及び「投資家登録制度のご担当者の名刺」の提出が必要となります。申請に不備がある場合や既にご利用者が存在している場合には、受理できません。

一般社団法人不動産証券化協会 御中

2026 年度マスター養成講座の受講申込にあたって、投資家登録制度の受講料優待の適用を申請します。

本申請にあたり勤務先の投資家登録制度担当者に事前に適用申請を行うことについて承諾を得ていることを誓約します。

<申請情報>

フリガナ	
申請者氏名 (受講予定者本人)	
投資家登録制度登録 企業名称 (勤務先名称)	
申込管理番号 (申込完了メール記載)	まず、申込サイトで、動作環境チェック、個人情報の入力、受講料優待の申請を行ってください。その後に自動送信されるメールに記載の申込管理番号 (6 桁-4 桁-4 桁-3 桁) を以下に入力してください。

<申請者ご本人の名刺の提出について>

投資家登録制度の登録団体企業にお勤めであることが確認できる名刺をご提出ください。

※登録団体外の企業にご出向中の場合は、受講料優待の適用対象外です。

※郵送で申請の場合には名刺原本をこの欄に貼付、メールでの申請の場合には画像データの添付で可。

<ご担当者様の名刺の提出について>

投資家登録制度のご担当者様の名刺は、申請前にご担当者様の承諾を得ているエビデンスとしてご提出いただくものです。

※郵送で申請の場合には名刺原本をこの欄に貼付、メールでの申請の場合には画像データの添付で可。

本制度の適用申請の受付は、申込期限翌日の **2026 年 5 月 29 日 (金) 必着** となります。

期限までに申請がない場合、講座の申し込みをキャンセルさせていただきます。

(申請方法) 入力済みの当申請書及び申請者ご本人とご担当者様の名刺の画像データを **メールに添付** し下記アドレス宛にご提出ください。

◆ARES マスター資格制度事務局 メール: training@arescampus.jp

(お願い) メールで当申請書を提出される場合には、件名に「投資家登録制度申請書」と入力してください。

※メールでのご提出が難しい場合は、郵送等にて、下記宛てにご提出をお願いいたします。封筒の宛名面に「投資家登録制度申請書在中」とご記入ください。〒171-0021 東京都豊島区西池袋 3-23-3 R.M BUILD 2 階 ARES マスター資格制度事務局